

技術研究組合 F C - C u b i c 行動憲章

平成 2 2 年 4 月 1 6 日 制定

2023年12月20日改正

執行会議決定

技術研究組合 F C - C u b i c（以下「本組合」という。）に勤務するすべての役職員（派遣契約等による勤務者を含む）については、法令順守（コンプライアンス）と法人職員としての倫理観をもって行動し、下記基本的事項を常に心がけて業務遂行に努めなければならない。

（基本的事項）

1. 本組合の定める就業規則及びその他諸規則等を遵守して、日常業務の遂行にあたること。
2. 業務上知り得た情報等は、情報セキュリティ規程（平成 2 2 年 4 月 1 6 日制定）に基づく誓約書の提出により、職業人としての責務を果たすこと。
3. 収支が伴う業務は、一人で完結することなく常に 2 名以上の役職員で補完と牽制が可能となるような体制で遂行し、経理処理においては準拠法ならびに関連する組合規程に従い適正な処理を行うこと。
4. 競争的研究費等の運営・管理に携わるすべての役職員については、政府による研究開発投資の効果を最大限発揮し、科学技術の社会的信頼を獲得するため、別に定める関連規程等に基づき、法令及び研究倫理に基づく研究・管理事業を行うこと。
5. 職場において、人種、思想、信条、性別、年齢、社会的身分、家柄、国籍、障害の有無等による差別的な扱いや、セクシャルハラスメント等の嫌がらせを行なわないこと。
6. 社会に反する行為（贈収賄、背任、粉飾決算、脱税等の不正行為、反社会的勢力との個人及び業務における関係の構築）は断じて行わないこと。

以上